

# ケースで学ぶ

# 相続預金払戻しの必要書類の見方

執筆▶八木正宣（税理士法人SBL 代表社員・税理士）

## 第6回

### 戸籍謄本等を提出された場合の見方

お客様から相続預金の払戻しを依頼され、戸籍謄本等の提出を受けました。この場合、関係者の現在の戸籍については、どんな点を確認すればよいのでしょうか。



### 今

回より、預金者の相続人の確認に必要な「戸籍」に関する書類を取り上げます。日本では戸籍制度が採用されています。戸籍とは日本人の身分関係を登録した公の台帳で、出生から死亡までの一生涯の身分行為を把握できます。今回は関係者の現在の戸籍に関する書類について解説します。相続預金払戻し手続きにおいて、「相続届」や「遺産分割協議書」に記載された相続人が正当な相続

### 相続人の状況などを確認することができる

まず、被相続人が死亡した時点の戸籍全部事項証明書（サンプル1）を確認してください。この戸籍から次のことが確認できます。

③子の一郎さんの転籍  
婚姻すると夫または妻を筆頭とする戸籍が新しく編製されます。一郎さんは、平成20年9月28日に婚姻により静岡県浜松市に戸籍が

編製されています。一郎さんの現在の状況を確認するため、浜松市にある戸籍を取得し婚姻後の足取りを確認しなければなりません。サンプル2は、一郎さんの婚姻

時に新しく編製されたもので、平成20年9月28日の婚姻時から現在の戸籍を証明しています。身分事項に「除籍」および「死亡」の記載があり、一郎さんは、

平成28年7月1日に死亡したことが確認できました。一郎さんの相続人としての権利は、一郎さんの子の二郎さんに代襲相続されます。代襲相続とは、

### サンプル1 近代太郎さんの戸籍全部事項証明書（一部抜粋）

全部事項証明	
本籍氏名	静岡県静岡市清水区清水町4丁目444番地 近代太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成18年2月5日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者 除籍	【名】太郎 【生年月日】昭和29年4月4日 【配偶者区分】夫 【父】近代松男 【母】近代竹子 【続柄】長男
身分事項 死亡	【死亡日】令和2年4月1日
戸籍に記載されている者	【名】花子 【生年月日】昭和29年12月20日 【配偶者区分】妻
戸籍に記載されている者 除籍	【名】一郎 【生年月日】昭和50年6月4日 【父】近代太郎 【母】近代花子 【続柄】長男
身分事項 婚姻	【婚姻日】平成20年9月28日 【配偶者氏名】大竹伸子 【新本籍】静岡県浜松市中区相生1丁目100番地

平成18年2月5日以降の戸籍の証明であることを確認

太郎さんが死亡していることを確認

花子さんが健在であり相続人であることを確認

一郎さんが転籍していることを確認

### サンプル2 近代一郎さんの戸籍全部事項証明書（一部抜粋）

全部事項証明	
本籍氏名	静岡県浜松市中区相生1丁目100番地 近代一郎
戸籍事項 戸籍編製	【編製日】平成20年9月28日
戸籍に記載されている者 除籍	【名】一郎 【生年月日】昭和50年6月4日 【配偶者区分】夫 【父】近代太郎 【母】近代花子 【続柄】長男
身分事項 死亡	【死亡日】平成28年7月1日
戸籍に記載されている者	【名】二郎 【生年月日】平成22年5月5日 【父】近代一郎 【母】近代伸子 【続柄】長男

平成20年9月28日以降の戸籍の証明であることを確認

一郎さんが死亡していることを確認

一郎さんの死亡により、一郎さんが相続人になることを確認

### ポイント

- どの時点からの身分関係を証明しているかを確認する
- 相続人となる予定だった人が亡くなっていたら、代襲相続になる場合も

相続人となる予定であった「子」または「兄弟姉妹」が相続発生時に死亡・相続欠格・相続廃除を原因として相続権を失っていた場合に、本来相続人となる予定であった人に代わって、その人の「子」が相続分を承継する制度です。よって、今回取り上げた2つの戸籍全部事項証明書からは、近代太郎さんの相続人のうち、妻の花子さんと、一郎さんの代襲相続人である二郎さんが確認できたこととなります。



①平成18年2月5日以降の戸籍の証明  
改製事由の「平成6年法務省令第51号」とあるのは、先ほど説明した戸籍のコンピュータ化による様式変更のことです。

このサンプル1は、その様式変更で平成18年2月5日以降の戸籍を証明していますが、太郎さんには一郎さん以外の子がいて、「平成18年2月5日より前にその子が転籍したため新しい戸籍に引き継がれていない」という可能性ががあります。よって、被相続人の出生までの戸籍を死亡時点の戸籍から順に遡って取得し確認しなければならぬのです（次回解説）。

②配偶者である花子さんの確認  
夫婦は、婚姻期間中は同じ戸籍に記載されます。被相続人の現在の戸籍全部事項証明書を取得したら、相続人である配偶者の存在を同時に確認できます。この戸籍で、花子さんが健在であり相続人であることが確認できました。